

令和5年度 事業報告書

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

令和5年度事業報告

ユニバーサルサービス制度の稼働から17年が経過したが、令和5年度においては、基礎的電気通信役務支援機関として以下の実施体制及び実施方法により第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収等第一号基礎的電気通信役務支援業務（以下「支援業務」という。）の円滑かつ的確な推進とともに制度の更なる定着に努めた。

1 支援業務実施体制の確保

(1) 職員

支援業務に関する事務を執り行うため、基礎的電気通信役務支援業務室に職員として室長はじめ3名を配置した。なお、当該職員3名は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第20条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務（以下「電話リレーサービス支援業務」という。）のみを兼務した。

(2) 設備

支援業務の用に供するための専用事務スペースや基礎的電気通信役務支援業務諮問委員会（以下「支援業務諮問委員会」という。）等に使用する会議室（共用）を確保したほか、事務処理用のパソコン、サーバーやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を配備した。

2 支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

電気通信事業法（以下「法」という。）第113条第2項の規定に基づき、以下のとおり支援業務諮問委員会を開催し、当協会会长の諮問事項について審議し、適当である旨の答申をいただいた。

- ① 第52回支援業務諮問委員会（令和5年4月25日開催）
諮問事項：令和5年度の修正合算番号単価等の算定について
- ② 第53回支援業務諮問委員会（令和5年9月11日開催）
諮問事項：令和6年度の番号単価の算定、第一種交付金及び第一種負担金の額等の総務大臣への認可申請等について
- ③ 第54回支援業務諮問委員会（令和6年2月29日開催）
諮問事項：令和6年度事業計画及び収支予算案について

また、支援業務諮問委員会委員の人事異動に伴い、法第113条第3項の

規定に基づき、総務大臣の認可を受けて、会長が令和5年7月14日付けて後任の委員2名を任命した。

(2) 第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収に係る業務の的確な実施

令和5年度における負担金額64.0億円について、令和5年度の合算番号単価2円を令和5年1月から12月分の算定対象電気通信番号数に適用し、各月の番号数分に係る第一種負担金を算定して接続電気通信事業者等（負担対象事業者）19社から徴収し、これを各第一種適格電気通信事業者（NTT東日本及びNTT西日本）に第一種交付金として交付するとともに支援事務費に充当した。

なお、第一種交付金の交付及び第一種負担金の徴収等の支援業務にあたって、引き続き額の確定時等における複数によるチェックの実施、「負担金・交付金管理事務システム」を用いたデータの適正管理、帳票化、関係機関等への確認の実施などにより、納付漏れや疑義等は生じることなく、的確に業務を実施した。

また、次のとおり公認会計士による外部監査を厳正に実施した。

- ① 令和5年4月に令和4年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。
- ② 令和5年11月に令和5年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(3) 第一種交付金の額及び第一種負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施
関係法令に基づき、以下のとおり合算番号単価及び番号単価を算定するとともに、第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおり認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

- ① 第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法
令和6年度における第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法について、法第109条第1項及び法第110条第2項の規定に基づき、令和5年9月11日付で総務大臣に認可申請を行い、同年11月22日に認可となった。

なお、第一種交付金及び第一種負担金の額の算定に当たっては、基礎的電気通信役務支援業務規程第19条の規定に基づき、令和5年9月7日及び8日に会計監査人（公認会計士）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 番号単価の算定

令和5年4月には、総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき、令和4年9月に算定した番号単価について、令和5年7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計を基に修正合算番号単価等の算定を行った。その結果、最終算定月が令和5年12月になると見込まれたことから合算番号単価の修正は行わず、番号単価のみ修正した。

また、令和5年9月に、令和6年度の予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に令和6年度に適用する番号単価の算定を行い、合算番号単価を2円とした。

（4）効果的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度の周知徹底のため、次のような取組みを実施した。

① 報道発表

令和5年9月12日には令和6年度に適用する番号単価の算定結果と令和6年度の第一種交付金及び第一種負担金の額等の認可申請について、また、令和5年11月24日には当該第一種交付金及び第一種負担金の額等の認可についての報道発表を行い、情報の公開に努めた。

② 新聞広告による周知

令和6年1月から適用する合算番号単価について令和5年12月12日の全国5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

③ WEB広告

令和6年1月から適用する合算番号単価について令和6年1月1日から1ヶ月間、共同通信社と全国紙・地方紙の約50社が共同運営する47NEWS及び各地方紙のポータルサイトにバナー広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

④ ホームページ等を活用した周知

支援業務に係る情報は可能な限りホームページ等に掲載し、周知に努めた。ホームページのアクセス数は月平均約2,310回で、前年度の約2,700回に比べて減少した。また、前記新聞広告を行った12月はアクセス数が2,247回、WEB広告を行った1月は2,936回と他の月に比べて増加し、さらに2月と3月もそれぞれ2,176回、2,523回と増加が継続した。

⑤ パンフレット等による周知

令和6年度のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレット

について、12月に2,000枚を作成し、電気通信事業者及び総務省（総合通信局等を含む。）に配布し、制度の周知を図った。

⑥ 負担対象事業者による周知広報活動への支援

令和6年1月から適用する合算番号単価等に関する共通Q & Aの作成・配布等を行ったほか、負担対象事業者向けに令和6年度の番号単価及び適用時期等について説明会を開催するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問い合わせ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等に即応するためコールセンターを開設しているが、令和5年度の問い合わせ状況は、合算番号単価の修正がなかったこと等もあり年間53件となり、同様に修正がなかった前年度（64件）よりやや減少した。なお、令和5年度は、合算番号単価の修正が無かったことから、コールセンターの体制強化は行わなかったが、問い合わせ対応において、特段の混乱は生じなかった。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、基礎的電気通信役務支援業務室に、支援業務を行うとともに電話リレーサービス支援業務のみを兼務する職員を配置することで、組織的独立性を確保した。また、基礎的電気通信役務支援業務規程の情報の目的外利用の禁止規定を遵守するとともに、支援業務のための専用システムを用いる等によりシステム上の独立性を確保することで、情報の目的外使用や情報漏洩等は生じなかった。さらに、兼務職員や共用施設等に係る費用を配賦基準に基づいて区分し支援業務専用の会計帳簿等を用いて明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務執行体制を堅持しながら効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努めた。また、各種の認可申請など法令に基づく所要の手続きを遺漏なく実施した。

特に、電話リレーサービス支援業務との兼務を的確かつ効率的に実施するため、業務運営の見直し・効率化、職員の業務知識の向上等により業務執行体制の強化に努めた。

(3) 情報公開の実施

基礎的電気通信役務支援機関の財務状況、番号単価及び修正番号単価や第一種交付金及び第一種負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努めた。